



スマホで簡単予約

平取町日本一の野生すずらん 群生地とヤマメ料理ランチ

◆平取町芽生・すずらん群生地

平取町幌尻岳のふもとの芽生(めむ)の野生すずらん群生地は、約15ヘクタールと日本一の広さを誇っています。現在一般公開は、毎年5月下旬～6月中旬の約1か月で、白樺の木立に囲まれた鑑賞用通路から眺める白く可憐な花は町花となっています。

■出発日／2025年5月25日（日）・5月31日（土）

■旅行代金／12,800円（おとなお1人様・子ども同額）
(※インターネットからの予約で500円引き)

■最少催行人員／15名

■食事／昼食1回

■添乗員／同行

■バスガイド／なし

■利用バス会社／北海道中央バスグループ又は
ドリーム観光バス又は札幌ばんけいバス

おすすめポイント！

- 日本一の広さを誇る「平取町芽生・野生すずらん群生地」を見学します。
- 昼食は、平取町仁世宇園にて人気の「ヤマメ料理ランチ」をお楽しみください。
- びらとり温泉ゆからにて、日帰り温泉入浴付き。
(タオル・着替えなどご持参ください。ボディソープ・シャンプーは浴室に備え付けがございます。)



集合／中央バス札幌ターミナル1階待合室・地下鉄大谷地駅②出口（出発の15分前集合）

食事

(8:00集合) 中央バス札幌ターミナル<8:15出発> == 地下鉄大谷地駅②出口（南郷通沿い・北洋銀行横）<8:45発> ==
===== 平取町芽生・すずらん群生地（日本一の野生すずらん群生地を鑑賞）<約40分> =====
== 平取町・仁世宇園（にせうえん）（清流・沙流川の支流ニセウ川で育てたヤマメを使ったヤマメ料理ランチ）<約50分>
===== びらとり温泉ゆから（温泉入浴）※タオル・バスタオル・着替えなどご持参ください<約80分> =====
===== 地下鉄大谷地駅<17:30頃> == 中央バス札幌ターミナル<18:00頃>

朝×

昼○

夕×

*青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。



<ご参加される皆様へお知らせ>

- 当ツアーやは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げております。集合時間・集合場所のお間違ないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツアーは出発させて頂きます。)
- バス座席割りは、当社で決めさせて頂きます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます。
- バス車内は終日禁煙とさせて頂きます。
- 緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- このパンフレットが最終行程表となります。

集合場所のご案内



中央バス札幌ターミナル (札幌市中央区大通東1丁目3番地)

JR札幌駅南口より徒歩約10分
地下鉄バスセンター2番出口より徒歩約2分
地下鉄大通駅3番出口徒歩約3分
さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分

※大通バスセンターではございませんので
お間違えのないようにお越し下さい。

旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス㈱(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂きます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の確認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

●申込金(お1人様)

旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
10万円未満 20,000円
15万円未満 30,000円
15万円以上 旅行代金の20%

●团体グループ料金について

(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者か有しているとみなします。

(2)契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あくまでも構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行発券の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申込みが間際の場合には当社が指定する日程まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしで旅行代金・取消料・追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用料はお客様の申し出がない限り、お客様の負担料と致します。

●旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はあなた代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満は子ども料金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更

当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公庁の命令、当社の運行計画に沿らない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ迷やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はいつでもやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の変更

前項目により旅行内容が変更され、旅行実施にによる費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けないかった旅行サービスに対して取扱取消料、契約料その他の支払い、またはこれから支払わなければならぬ費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の設備の不都合が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額の旅行代金を変更します。

●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。

①契約内容の重要な変更が増額されたとき
②前項に基づき旅代金が増額が定められたとき

③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき

④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき

⑤当社の席を貰べき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき

⑥当社により旅行契約の解除及び旅行中止

①お客様が当社規定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払い頂きます。

②次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

③お客様が当社のあらかじめ示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たさないことが明らかになったとき

④お客様が病気、必要な介助者不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないとい認められたとき

⑤お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、または団体行動の円滑な実施妨げがあると認められるとき

⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ示した旅行条件が成立しないとき

⑦天災事変、暴動、運送・宿泊機関の運賃・料金等のサービス提供の中断、官公庁の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき、またはその恐れが極めて大きいとき

⑧旅行代金に含まれるもの

旅行日程に示した運送機関の運賃・料金(注釈の限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合による一部利用されなくとも原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

●添乗員等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するため必要な業務とさせて頂きます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項

①当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。

②荷物について生じた(1)損害については同規の規定にかかるわざず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったとき限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は免除されます)として賠償致します。

●特別補償

当社は、当社または手配を代行された者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行行中に激烈かつ偶然の外來の事故により、その生命または手荷物に被った一定の被害に遭った場合に限り、以下の額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。

①死亡保証額1,500万円

②住院見舞金2~20万円

③通院見舞金1~5万円

④携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします)

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めいたします。国内旅行保険については、お申込み店の販売店にお問合せ下さい。

●事故等の申出について

旅行中に事故等が生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、旅行代理店等に通知下さい。

●通知等について

当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報をについて、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。また、お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの内容及びそれらのサービスの受領のための手続きが必要な範囲内で利用させて頂きます。この他当社及び販売店では

①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内

②旅行参加後の意見や感想のご提供のお願い

③アンケートのお願い

④特典サービスの提供

⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件は 2025年 1月 1日を基準としています

また旅行代金については、2025年 1月 1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施

北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

**BT 北海道中央バス(株)
シービーツアーズカンパニー
予約センター 011-221-0912**

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階

営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休

総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済
が出来ます。
下記のQRコード
からお進み下さい。

LINE 友だち追加



ノッテ
NOTTE.
□



一般社団法人
JATA

日本旅行業協会



旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。